

第5回船橋市景観計画検討委員会

- 議 事 要 旨 -

概要

日 時：平成21年10月23日（金）13：30～15：30

場 所：船橋市役所10階 中会議室

参加者：伊東 博明、岡田 博美、岡本 辰夫、小松 洋、
竹内 妙子、田中 久子、宮脇 勝（敬称略）

事務局：都市計画部都市計画課

議事要旨

景観計画（素案）について 素案は、別途ホームページ掲載を参照

〔委員長〕

- ・66頁の変更命令基準の適用除外項目の中に「レンガ」も加えた方が良い。
- ・66頁の変更命令基準では、建築物の外壁と屋根の色彩は同じ基準としているが、特に青い屋根は景観形成上影響が大きいので、表現の工夫が必要ではないか。
- ・66頁の変更命令基準では、黒色の規制がないが、東京都は規制しているはずである。確認してほしい。
- ・66頁の変更命令基準について、工作物の彩度は6以下としているが、建物と同じ基準でも良いのではないか。例えば、水辺の土木構造物を水色にしてしまうと水辺の景観を阻害してしまう。

〔事務局〕

- ・パブリック・コメントはすでに終えているので、基準を大きく変えることは出来ないが、ゆるやかな規制誘導でスタートして、必要に応じて厳しい規制にすることなどを検討していきたい。

〔A委員〕

- ・66頁の屋根の色彩基準について、屋根上の太陽光パネルの黒色や光沢のある青色の扱いはどうなるのか。

〔事務局〕

- ・太陽光パネルは、建築設備（屋根ではない）として扱うので除外される。ただし、景観形成の配慮事項では、建築設備等はルーバー等で隠す等工夫することになっている。

〔A委員〕

- ・66頁の屋根の色彩基準について、オレンジ色の瓦屋根の扱いはどうなるのか。

〔事務局〕

- ・変更命令基準の適用の除外においては、素材本来が持つ色彩は除外されるため、瓦もそれに該当するものとする。また、届出対象行為に満たない戸建住宅の規模であれば、変更命令基準は適用しない。館山市のように街全体を南欧風に統一するような場合は、重点区域に位置付ける等特殊な基準の扱いとする。

パブリック・コメント実施結果について 実施結果は、別途ホームページ掲載を参照

〔委員長〕

- ・、の市の考え方において、「地域住民の合意形成を前提とした地区計画や景観地区といった都市計画法に基づく手法…」とあるが、景観形成上、地区計画で不十分な部分を景観地区で補うことを考えると「景観地区や地区計画…」という順番にしたほうが良いと思う。

〔事務局〕

- ・指摘のとおり訂正する。

〔委員長〕

- ・の市の考え方について、「看板については、別途、船橋市屋外広告物条例による…」という表記ではなく、景観法の中で広告物を規制する主旨で表現を工夫する必要がある。

〔事務局〕

- ・指摘のとおり表現を工夫する。

〔委員長〕

- ・21、22の市の考え方について、「山崎別荘の復元計画については、所管課（みどり推進課）で検討を行っているところです」という表記は、「所管が違う」というように感じてしまうので表現を工夫する必要がある。

〔事務局〕

- ・指摘のとおり表現を工夫する。

〔委員長〕

- ・29の市の考え方について、アートの配置について答えていないので、記述する必要がある。

〔事務局〕

- ・記述を検討する。

〔B委員〕

- ・21、22に関連して、山崎別荘の部材を保管してある建物を解体する予定があるとのことだが、これを期に、復元ではなくても良いので、部材を利用し何か建てて欲しい。

〔委員長〕

- ・復元計画については、みどり推進課で検討を行っているとのことだが、復元にあたっては景観の担当部署（都市計画課）も連携して進めて欲しい。

〔C委員〕

- ・29、37の駐輪場対策について、京成本線高架下の有効利用を検討する協議会があるが、都市計画課は、メンバーに加わっているのか。

〔事務局〕

- ・検討協議会の中に都市計画課は加わっている。放置自転車は、景観阻害要因の一つと考えられるので、関係部署と連携して取り組みを進める。

〔A 委員〕

- ・ の市の考え方について、法第 16 条の届出の前に事前協議の制度も設けるとあるが、現状では、確認申請は 3 ヶ月位かかるので、事前協議をうまく運用してほしい。

〔事務局〕

- ・ 法第 16 条の届出は、確認申請とはリンクしていないが、届出が出されてから 30 日以内に勧告しなければいけないという規定があることから、着工の 30 日前までに届出をすることとしている。また、事前協議は、さらにその前に行うもので、事前協議が終えた段階で、その事業計画は景観計画に適合していることとなり、同じ内容で法第 16 条の届出を出していただくことになる。

〔A 委員〕

- ・ 外壁の塗り替えの場合は、どうなるのか。

〔事務局〕

- ・ 大規模な外観の変更についても、法第 16 条の届出の前に事前協議の制度を設けることを考えている。

〔委員長〕

- ・ 手続きについてのフローをまとめておいたほうが良い。事業者には知らなかったと言わせないことが大切である。

〔D 委員〕

- ・ の市の考え方について、「…今後検討していくものと考えております。」という表記をもっと建設的な表現に出来ないか。

〔事務局〕

- ・ 記述を検討する。

〔E 委員〕

- ・ 40 について、「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の堆積」は、今回は除いてあるということか。

〔事務局〕

- ・ 今回は除いてあり、必要があれば今後規制の対象とすることを検討したいと考えている。

〔E 委員〕

- ・ 法第 16 条に基づく届出は、年間にすると何件位になる予定か。

〔事務局〕

- ・ 過去の確認申請や開発行為を参考にすると、年間に 160 件から 200 件位になる。しかし、最近の経済情勢により減少傾向にはある。

〔委員長〕

- ・ 41 について、交通標識の規制は困難と記述しているが、標識の裏面やポールの色等配慮が可能なものもあるのではないか。

〔事務局〕

- ・ 記述を検討する。

以上